

## 緊急事態措置・使用制限対象施設一覧

### 1 飲食店等への要請等〔特措法第45条第2項等に基づく〕

種類	施設例	要請内容
<b>飲食店等</b> (宅配・テイクアウトサービスを除く)	飲食店(居酒屋を含む) 喫茶店等	(酒類又はカラオケ設備を提供する場合) ・施設の休業  (酒類及びカラオケ設備の提供をしない場合(酒類及びカラオケ設備の提供を取り止める場合を含む。)) ・営業時間短縮(5時～20時)
<b>遊興施設</b> (食品衛生法に基づく飲食店営業の許可・喫茶店営業の許可を受けている施設) ※1	バー キャバレー ナイトクラブ 等	
<b>カラオケ店</b>	カラオケ店(食品衛生法の飲食店営業許可を受けていない店舗を含む)	
<b>結婚式場</b>	結婚式場 ※2	[法第45条第2項に基づく要請] ・酒類提供・カラオケ設備の使用不可 ・営業時間短縮(5時～20時)  [法に基づかない協力依頼] ・1.5時間以内の開催 ・参加人数50人以下又は収容率50%以内

※1 インターネットカフェ・マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は、営業時間短縮要請の対象外。ただし、入場整理の実施や、酒類提供・カラオケ設備の使用の自粛を要請。

※2 ホテル・旅館等での結婚式を含む。

#### 【営業にあたっての要請事項】

(特措法第45条第2項に基づくもの)

- ・利用者へのマスク会食実施の周知及び正当な理由なく応じない利用者の入場禁止(退場を含む)
- ・アクリル板の設置等
- ・上記のほか、特措法施行令第12条第1項各号に規定される措置(従業員への検査勧奨、入場者の整理誘導、発熱等有症状者の入場禁止、手指の消毒設備の設置、施設の消毒、施設の換気)

(特措法第24条第9項に基づくもの)

- ・CO2センサー等の設置
- ・業種別ガイドラインの遵守を徹底

### 2 集客施設等への要請等〔特措法第24条第9項に基づく〕

#### (1) 集客施設

種類	施設例	要請内容
<b>映画館等</b>	映画館 プラネタリウム 等	(床面積の合計が1000㎡超の施設) ・施設の休業 (*)原則休業(全国大会等は無観客化)  (床面積の合計が1000㎡以下の施設)[法に基づかない協力依頼] ・入場整理、店舗での飲酒につながる酒類提供及びカラオケ設備使用自粛、20時までの営業時間短縮の協力を依頼 ・業種別ガイドラインの遵守を徹底 ・感染防止対策の徹底
<b>商業施設</b> ※生活必需物資の小売関係及び生活必需サービスを営む店舗を除く)	大規模小売店 百貨店 ショッピングセンター(地下街を含む) 家電量販店 等	
<b>運動・遊技施設</b>	体育館(*)	
	スケート場(*)	
	水泳場(*)	
	屋内テニス場(*)	
	柔剣道場(*)	
	ボウリング場	
	スポーツクラブ・スポーツジム	
ホットヨガ・ヨガスタジオ		
マージャン店		
パチンコ店		
ゲームセンター 等		
<b>遊興施設</b>	個室ビデオ店	
	個室付浴場業に係る公衆浴場	
	射的場	
	勝馬投票券発売所	
<b>博物館等</b>	場外馬(車・舟)券売場 等	
	博物館、美術館、科学館、記念館 水族館、動物園、植物園 等	
<b>サービス業</b>	スーパー銭湯、ネイルサロン、 エステサロン、リラクゼーション 等	

※生活必需物資:食品、医薬品、医療機器その他衛生用品、再生医療等製品、燃料 等

(2) イベント関連施設(施設規模に関わらず要請)

種類	施設例	要請内容
劇場等	劇場	・無観客開催・運営  ・無観客開催・運営 ※観客を入れない、個人の練習、プレー等による使用は可  [以下、法に基づかない協力依頼] ・適切な入場整理 ・酒類提供・カラオケ設備の使用自粛 ・営業時間短縮(5時～20時)
	観覧場	
	演芸場	
	ライブハウス 等	
遊技施設	テーマパーク	
	遊園地	
集会・展示施設	公会堂	
	展示場	
	貸会議室	
	文化会館	
	多目的ホール 等	
ホテル・旅館	ホテル(集会の用に供する部分に限る)	
	旅館(集会の用に供する部分に限る)	
運動施設	野球場	
	ゴルフ場	
	陸上競技場	
	屋外テニス場	
	ゴルフ練習場	
	バッティング練習場 等	
葬祭場	葬祭場	[法に基づかない協力依頼] ・酒類提供の自粛

(3) 休業要請をしない施設

種類	施設例	要請内容
社会福祉施設等	保育所	・感染防止対策の徹底
	介護老人保健施設 等	
学校、大学、学習塾等	幼稚園	・学校等において、感染リスクの高い活動等の制限、大学等における遠隔授業も活用した学修者本位の効果的な授業の実施等を要請
	小学校	
	中学校	
	高等学校	
	特別支援学校	
	大学	
	専修学校	
	各種学校などの教育施設	
	自動車教習所	
	学習塾 等	
図書館	図書館	[法に基づかない協力依頼] ・適切な入場整理
商業施設 (生活必需物資販売施設)	生活必需物資の小売関係(食品、医薬品、医療機器その他衛生用品、再生医療等製品、燃料等)の店舗	・感染防止対策の徹底
サービス業 (生活必需サービスを提供する店舗)	生活必需サービス(銭湯、理容店、美容店、質屋、貸衣装屋、クリーニング店等)を営む店舗	・適切な入場整理 ・酒類提供・カラオケ設備の使用自粛

※上記以外に、医療施設、住宅・宿泊施設、交通機関、工場、金融機関・官公署等も休業要請の対象外

(感染防止対策の徹底(業種別ガイドラインの遵守の徹底)を要請)